

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

会 員 規 程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第32条第3項の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本会の実施する地域社会福祉事業を推進するため、住民を会員とする組織体制をつくり、地域社会福祉の推進を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 会員は、次に掲げる区分とし、本会の趣旨、目的に賛同し入会した者をもって構成する。

(1) 個人会員

- ① 一般会員 対馬市内に住所を有する世帯または個人
- ② 賛助会員 一般会員の内特に本会の趣旨に賛同する世帯または個人及び対馬市外に住所を有する世帯または個人
- ③ その他の会員 上記①及び②に該当しない世帯または個人

(2) 団体会員

- ① 団体会員 収益的事業を実施しない団体等
- ② 法人会員 収益的事業を実施する法人または団体等
- ③ 地区会員 対馬市内の行政区

(会 費)

第4条 会員は、次に掲げる区分により会費を納入するものとする。ただし、会費は年額とする。

(1) 個人会員

- ① 一般会員 300円以上
- ② 賛助会員 1,000円以上

(2) 団体会員

- ① 団体会員 1,000円以上
- ② 法人会員 3,000円以上
- ③ 地区会員 世帯数×300円以上

(入 会)

第5条 本会の入会は、会費の納入を持って入会したものとみなす。

(会員期間)

第6条 会員は、年度会員としその期間は会費の納入のあった日から当該年度の3月31日までとする

(変 更)

第7条 この規程を変更しようとするときは、理事会の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年3月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月1日より改正実施する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日より改正実施する。